

配偶者同行休業制度について

有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度（配偶者同行休業制度）が創設されました。（平成26年2月21日施行）

【休業の請求から職務復帰までの流れ】

休業の請求・任命権者の承認



休業期間中



職務復帰

- 休業を希望する職員は、休業開始希望日の1月前までに、休業期間、配偶者が外国に滞在する事由等を記載した「配偶者同行休業請求書」を任命権者に提出して休業を請求します。

（請求期間）

3年を超えない範囲内

（休業の対象となる「配偶者が外国に滞在する事由」）

- ①外国での勤務（出張、社命の留学等を含む。）
- ②事業の経営など個人が外国で行う職業上の活動
- ③外国の大学等における修学

（注）いずれの事由でも、6月以上にわたり継続することが見込まれるものである必要があります。

- 任命権者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情（職務復帰後の継続勤務の意思など）を考慮した上で承認の可否を決定します。

- 休業期間中は
 - ・給与は支給されません。
 - ・国家公務員共済組合法の適用があります（掛金を支払う必要があります。）

- 円滑な職務復帰の観点から、必要な能力の維持向上に努めることが望まれます。また、生活の状況等の報告を含め、定期的に人事担当者との連絡を取るようにしましょう。

- 配偶者と生活を共にしなくなった場合、妊娠した場合（産前・産後休暇に切り替えを希望する場合）、育児休業を取得しようとする場合など、生活の状況等に変化が生じた場合は、人事担当者に早めに届出・連絡をしましょう。

- 休業期間が満了したとき、休業の承認が失効、又は取り消されたときは、職務に復帰します。

休業の請求に当たっては、「配偶者同行休業請求書」のほか、証明書類の提出を求められることがあります。具体的な請求手続や提出書類などについては、所属府省の人事担当者にお問い合わせください。



Q

&

A

Q1 期間の延長はできますか。

→ 原則として1回延長を請求することができます（期間は当初の休業期間と合わせて3年を超えない範囲内となります）。延長開始希望日の1月前までに配偶者同行休業請求書を提出してください。

Q2 配偶者の赴任と同時に休業を開始する必要がありますか。

→ 休業の開始は、配偶者が外国に滞在する事由が生じている期間内であればよく、配偶者の赴任と同時に休業を開始しなくても差し支えありません。

Q3 休業中に配偶者が別の国へ転勤することになりました。休業を続けることはできますか。

→ 転勤後の事由が引き続き「配偶者が外国に滞在する事由」を満たし、6月以上にわたり継続することが見込まれるものであれば、休業を継続することができます。（人事担当者に届け出てください。）

